

# 廃棄物処理法から見たプラ資源循環促進法



BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明

この法律はいろいろな制度が登場し、わかりにくいと思います。

本日の私の話は、「廃棄物処理法処理業許可不要制度」に絞ってお伝えします。

出典、環境省パンフ

## プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

### ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

### ■ 主な措置内容

#### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

#### 2. 個別の措置事項

設計・製造

##### 【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
  - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、**リサイクル材の利用に当たっての設備への支援**を行う。



<付け替えボトル>

販売・提供

##### 【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
  - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

##### 【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。



<プラスチック資源の例>

- 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

##### 【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が**不要**に。



<店頭回収等を促進>

##### 【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
  - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が**不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

令和4年4月から施行され、施行通知や認定申請の手引も出されていますが、未だに現実的にはどのように、どの程度運用されていくのか不明な点もあります。その点ご承知おきください。

環循総発第 2204016 号  
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について（通知）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る  
製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画  
認定申請の手引き

（1.0 版）

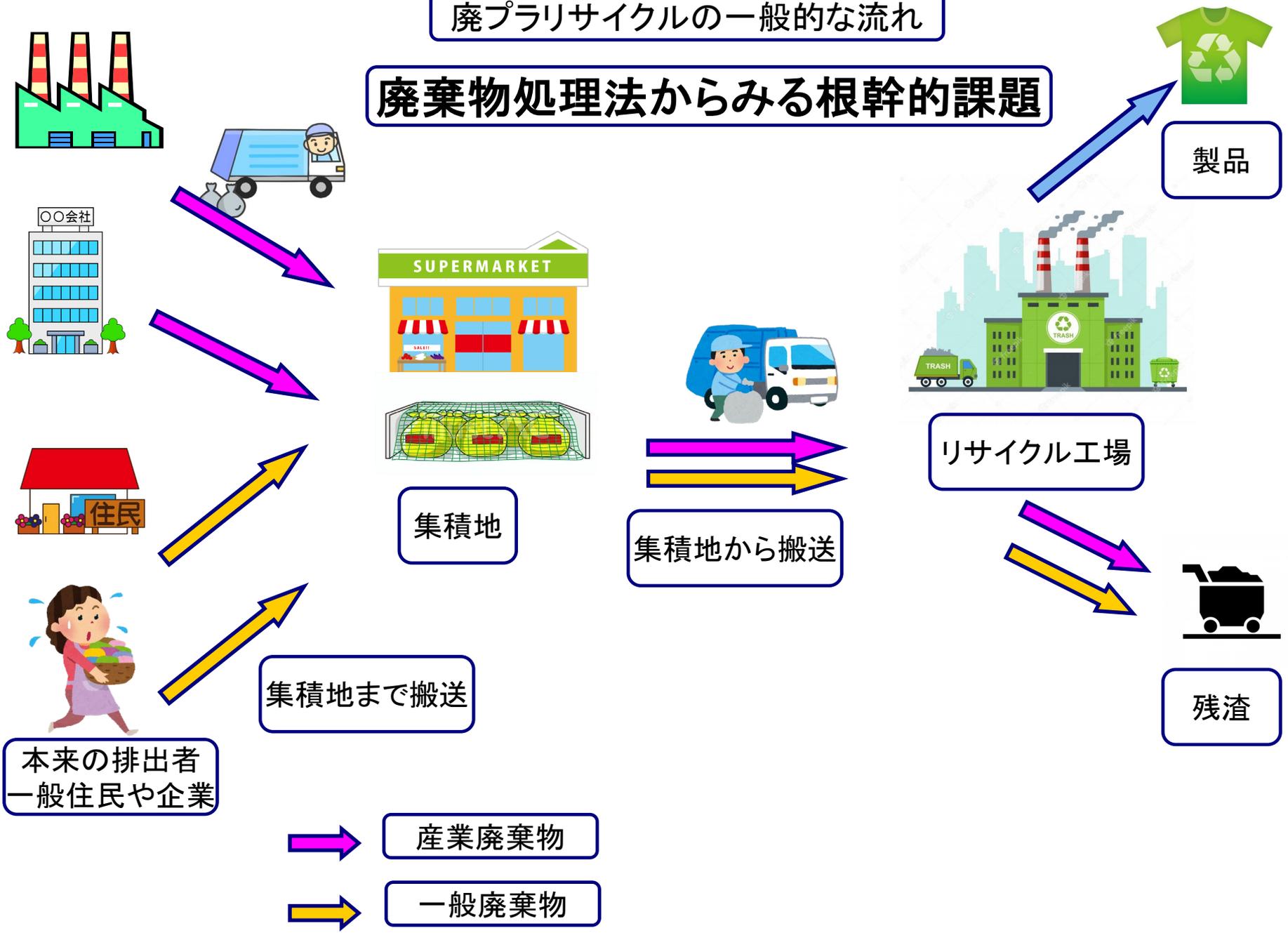
令和4年3月

# 廃プラリサイクルの一般的な流れ



# 廃プラサイクルの一般的な流れ

## 廃棄物処理法からみる根幹的課題



## 2. 個別の措置事項

設計  
・  
製造

### 【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
  - 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。



＜付け替えボトル＞

販売  
・  
提供

### 【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。
  - 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出  
・  
回収  
・  
リサイクル

### 【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。

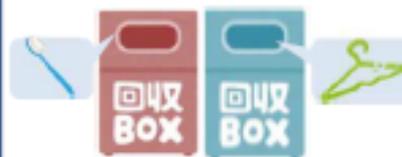


＜プラスチック資源の例＞

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

### 【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。



＜店頭回収等を促進＞

### 【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。
  - 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。
- 排出事業者等が再資源化計画を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

### 【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容り法**ルートを活用した**再商品化**を可能にする。



<プラスチック資源の例>

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う**再商品化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等**を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

誰が.....

**排出、回収である市町村**

どのような対象物に.....

**プラスチック資源**

どのようなことを.....

**再商品化**

どのような手法、方策で.....

**容り法活用、民間連携**

### <既存規制制度の緩和>

◎主務大臣認定の再商品化事業の場合  
選別、梱包等省略



## 全国第1号！製品プラスチック一括回収・リサイクルに係る大臣認定を取得しました

今年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、プラスチック資源の分別収集を促進するため、従来の容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックについても一括で回収し、リサイクルすることが可能となりました。これを受け、仙台市では、令和5年4月より、他の政令指定都市に先駆け、これまで家庭ごみとして焼却処理していた製品プラスチックの一括回収・リサイクルを実施することとしています。

また、同法では、市町村が製品プラスチックを含むプラスチックごみの再商品化計画を策定し、環境大臣および経済産業大臣の認定を受けることで、自らリサイクルを行うことができる仕組みが新たに設けられました。この認定を受けると、プラスチックごみのリサイクルに主体的に取り組むことが可能となることから、本市では、8月10日に国に対し、プラスチックごみの再商品化計画を申請していました。

本日、この再商品化計画について、全国で第1号となる環境大臣・経済産業大臣の認定を取得しました。今後も、プラスチックごみの一層のリサイクルを進めてまいります。

### 1 再商品化計画について

#### (1) 認定日

令和4年9月30日（計画期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日）

#### (2) 概要

民間リサイクル業者「J&T環境株式会社」と連携して本市自らリサイクルを行う再商品化計画を策定。回収したプラスチックごみは、同社の工場施設において、選別からリサイクルまでの工程を一体的に行い、プラスチック製

## 【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

誰が……………

**製造・販売事業者等**

どのような対象物に……

**プラスチック資源**

どのようなことを……………

**自主回収、再資源化**

どのような手法、方策で・

**再資源化計画認定**

＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の場合は

**認定事業者**は処理業許可不要

認 定 証

住 所：東京都台東区駒形一丁目 4 番 18 号

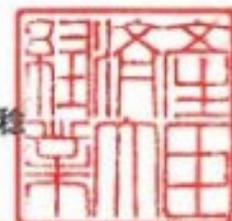
氏 名 又 は 名 称：緑川化成工業株式会社

代表者の役職及び氏名：代表取締役 緑川 忠男

別紙のとおりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律  
第 60 号）第 39 条第 3 項の認定を受けた者であることを証する。

令和 5 年 4 月 19 日

経済産業大臣 西村 康稔



環境大臣 西村 明宏



## 【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

誰が.....	排出事業者
どのような対象物に.....	プラスチック資源
どのようなことを.....	再資源化計画
どのような手法、方策で.....	再資源化計画認定

### <既存規制制度の緩和>

◎主務大臣認定の場合は  
**認定事業者**は処理業許可不要

5月8日 No.1631

2023年(令和5年)

週刊 月曜発行

発行人 河村 勝志

平成元年9月22日 第3種郵便物承認

購読料 年 間 22,900円+税

(定価) 1部本体 495円+税

# 週刊 循環経済新聞

JUNKAN KEIZAI The Recycling Economy Times

自動配車の技術を、  
産廃業界へ。



LYNA × JEMS  
LYNA 自動配車クラウド 環境將軍R

## プラ法第39条と第48条で初の認定

緑川化成工業 / 三重中央開発 / DINS関西



緑川化成工業の緑川忠男社長(中央右)と  
大栄環境の大田成幸専務取締役(中央左)

### 材料リサイクルで各種製品に

Tボトル製造に利用  
る。収集区域は大阪  
大栄環境の大田成  
専務取締役は「DINS  
S関西ではPETボ  
Tボトル製造に利用  
る。収集区域は大阪  
大栄環境の大田成  
専務取締役は「DINS  
S関西ではPETボ

た。製造・販売事業者  
等による自主回収・再  
資源化事業計画につい  
ては緑川化成工業(第  
1号)、再資源化事業計  
画(複数の排出事業者  
からの委託を受けた再  
資源化事業者が作成し  
た再資源化事業計画)  
については大栄環境ケ  
ループの三重中央開発  
(第1号)とDINS  
関西(第2号)が認定  
を受けた。いずれも主  
務大臣が認定すること  
で、廃棄物処理法に基  
づく業の許可が不要と  
なる。

緑川化成工業は使用  
済みアクリル板(年間  
100t)を材料リサイ  
クル(ペレット)し  
て、再生アクリルシー  
ト製造に利用する。収  
集区域は茨城県と栃木

三重県と奈良県。

DINS関西は2社  
から排出される廃棄P  
ET飲料を回収し、中  
身の廃棄飲料分離後の  
PETボトル(年間2  
01t)を樹脂原料と

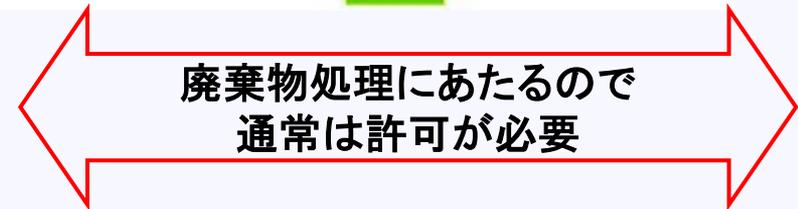
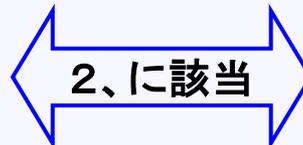
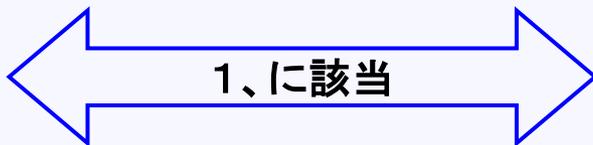
環境省と経済産業省  
は4月19日、環境省内  
でプラスチック資源循  
環法に基づく自主回収  
・再資源化事業計画  
(同法第39条)と再資源  
化事業計画(同法第48  
条)に関する両大臣の  
認定証の手交式を行っ

会社社

三編町3-1-5  
(5214)6633  
本町1-5-11  
(6262)2090

「物」の流れと、その主体について  
廃棄物処理法における位置付けを確認しておこう。

- 1、製造・販売者自主回収認定
- 2、排出事業者認定



廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

## 1、製造・販売者自主回収認定〈条文確認〉

### 第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化

(自主回収・再資源化事業計画の認定)

第三十九条 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品(当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。)が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業(以下「自主回収・再資源化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。)は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項において「自主回収・再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

### BUNさん注目点

自社製品だけでなく、同種<sup>の</sup>他社製品も対象物に含まれる。  
自社が自ら行う時だけでなく、「委託」して行うことも想定。

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。〈条文確認〉

## 1、製造・販売者自主回収認定

(廃棄物処理法の特例)

第四十一条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。)を業として実施することができる。

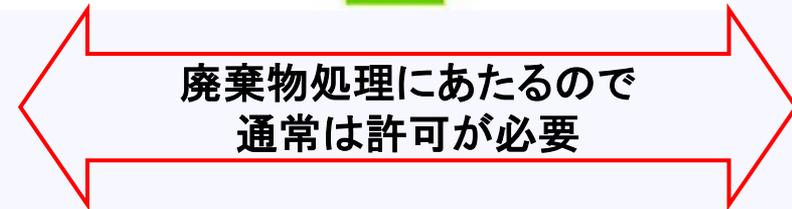
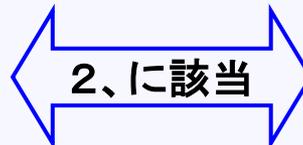
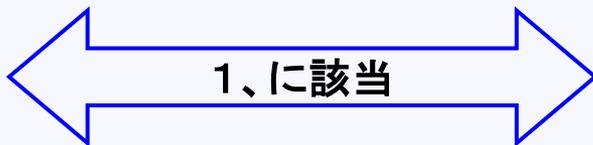
3 認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者(認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

**第41条第1項→認定事業者そのものは一般廃棄物・産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要**

**第41条第3項→認定事業者からの委託者も一般廃棄物・産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要**

「製造・販売者」は排出者ではないので、本来は許可が必要であるが、「自主回収認定」を受ければ、許可不要。

さらに、「自主回収認定」を受けた「製造・販売者」の委託を受ければ、その受託業者も、許可不要。



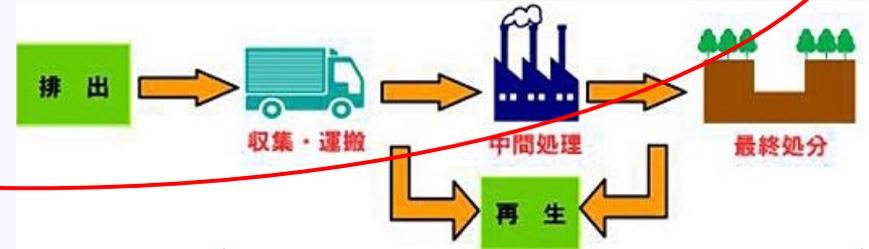
廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

# 「1、製造・販売者自主回収」(39条認定、41条1項により許可不要)



認定者自ら処理



1、に該当

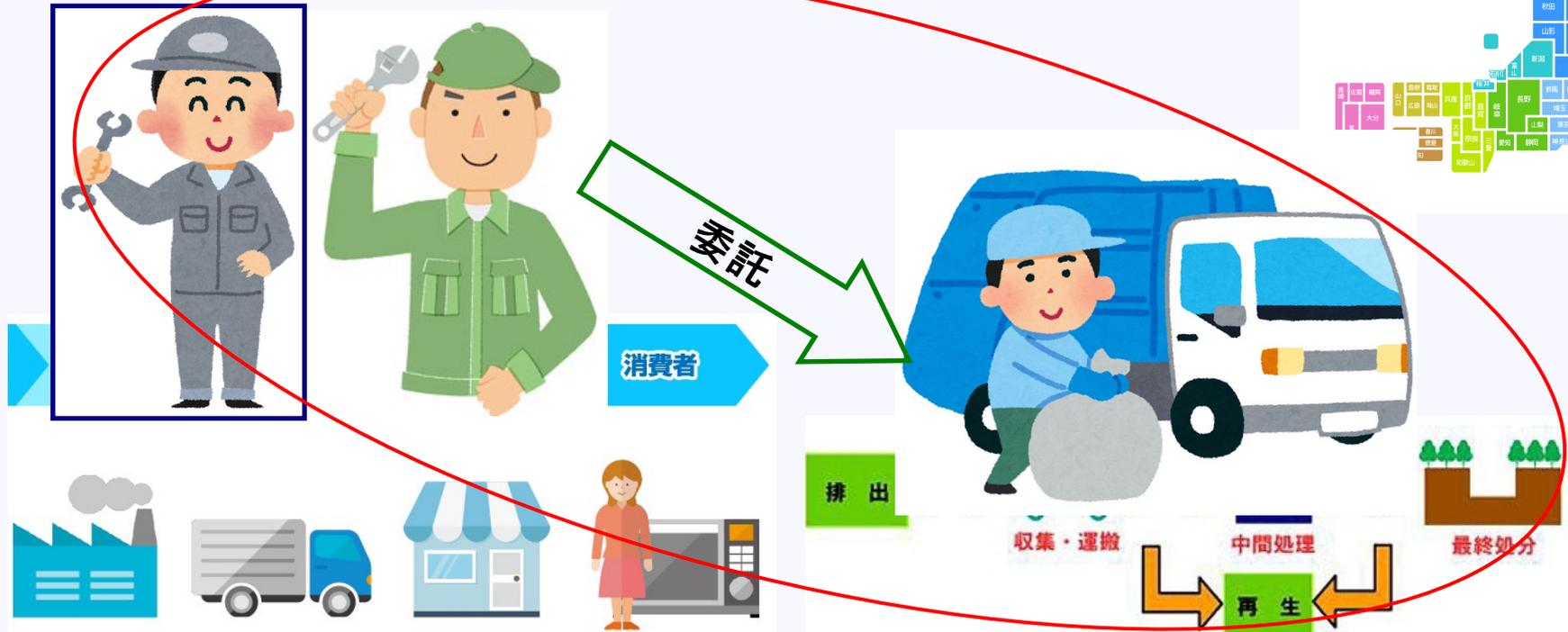
2、に該当

廃棄物処理にあたるので  
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

# 「1、製造・販売者自主回収」(39条認定、41条3項により許可不要)



1、に該当

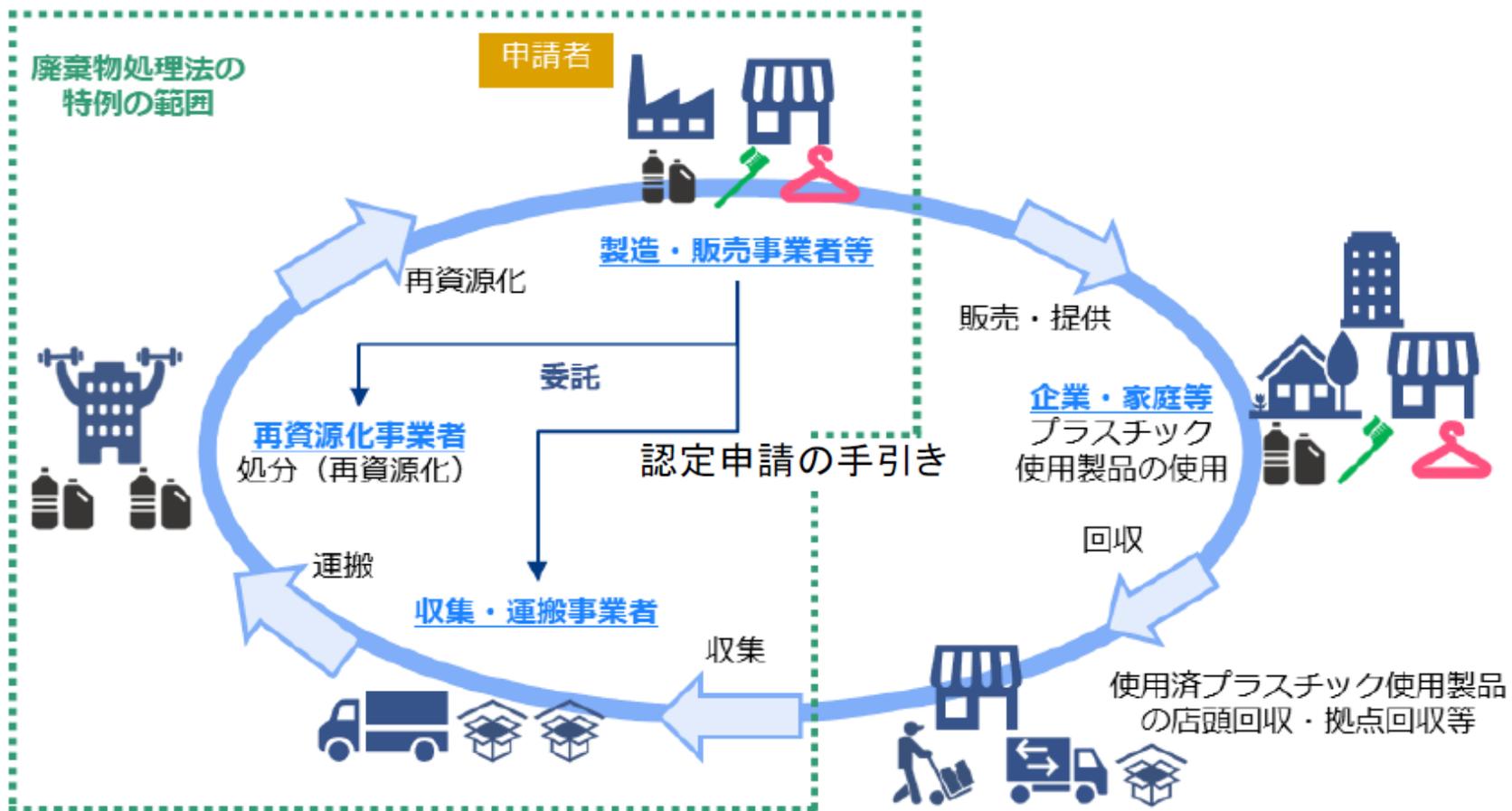
2、に該当

廃棄物処理にあたるので  
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

# ● 自主回収・再資源化事業のスキーム〈法第 39 条第 1 項〉



出典、認定申請の手引

# 「1、製造・販売者自主回収」の認定を受けるには



(自主回収・再資源化事業計画の認定)

## 第三十九条

2 自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四 自主回収・再資源化事業の内容
- 五 使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 六 使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設
- 七 使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 八 使用済プラスチック使用製品の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容
- 九 その他主務省令で定める事項

# 「1、製造・販売者自主回収認定」の内容に変更



(自主回収・再資源化事業計画の変更等)

第四十条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定自主回収・再資源化事業者」という。)は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定自主回収・再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定自主回収・再資源化事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

## 変更認定

- 四 自主回収・再資源化事業の内容
- 五 委託者
- 六 収集又は運搬の用に供する施設
- 七 処分施設の所在地、構造及び設備

## 事後届出

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 役員の氏名
- 三 申請者が個人(まず無い)・・・
- 四 再資源化の内容
- 五 その他主務省令で定める事項

許可は不要であるが、複雑な諸手続。



このように「許可不要制度」と言うものの、フリーハンドという訳ではない。

その手続きは許可とあまり変わらないのではないか

既存制度である大臣広域認定や小型家電R法と同レベルの「メリット」「デメリット」の感じがする。

自治体ごとの許可は不要という点ではメリット  
特に一般廃棄物について許可不要になるのはメリット

事業内容、それを担う受託業者(リサイクラー)の変更はもちろん、使用する処理施設の変更も事前の変更認可が必要。

(1) 法第 41 条において許可業者とみなされて適用される廃棄物処理法の規定

廃棄物処理法	認定自主回収・再資源化事業者	受託者
第6条の2第6項 (排出事業者の委託先を許可業者に限定)	— (法に基づき第 39 条第2項第5号に規定する者への委託が可能であるため、適用対象外)	○
第7条第 13 項 (一般廃棄物処理基準の遵守)	○	○
第7条第 14 項 (委託禁止)	— (第7条第 14 項は適用されず、法に基づき第 39 条第2項第5号に規定する者への委託が可能)	○
第7条第 15 項及び第 16 項 (帳簿の記載及び保存)	○	— (申請者である認定自主回収・再資源化事業者が実施するため、適用されない)
第7条の5 (名義貸しの禁止)	○	○
第 12 条第5項 (排出事業者の委託先を許可業者に限定)	○	— (委託禁止であるため適用されない)
第 12 条の4第1項 (架空マニフェスト交付禁止)	○	○
第 14 条第 12 項 (産業廃棄物処理基準の遵守)	○	○
第 14 条第 13 項及び第 14 項 (処理困難通知及び保存)	○	○
第 14 条第 15 項 (処理の受託先を許可業者に限定)	○	○
第 14 条第 16 項	—	○

**認定制度における認定事業者とその受託者の廃棄物処理法諸規定の適用関係。その1  
「認定手引」から引用。**

(委託禁止)	(法に基づき第 39 条第2項第5号に規定する者への委託が可能)	—
第 14 条第 17 項 (帳簿の記載及び保存)	○	(申請者である認定自主回収・再資源化事業者が実施するため、適用されない)
第 14 条の3の3 (名義貸しの禁止)	○	○
第 19 条の3 (改善命令)	○	○

(2) 法第 41 条において認定自主回収・再資源化事業者を「処分者等」とみなすことにより適用される規定

廃棄物処理法	認定自主回収・再資源化事業者	受託者
第 19 条の4 (措置命令)	○	— (申請者である認定自主回収・再資源化事業者に適用されるため、適用されない)
第 19 条の 10 において読み替えて準用する第 19 条の4 (一般廃棄物に関する措置命令の準用)	○	— (申請者である認定自主回収・再資源化事業者に適用されるため、適用されない)

(3) みなし適用をしなくても当然に適用される規定

廃棄物処理法	認定自主回収・再資源化事業者	受託者
「当該保管、収集、運搬若しくは処分を…助けた者(第19条の5第1項第5号)」として適用される規定		
第19条の5 (産業廃棄物に関する措置命令)	○	○
第19条の10において読み替えて準用する第19条の5 (産業廃棄物に関する措置命令の準用)	○	○
「運搬受託者」、「処分受託者」として適用される規定		
第12条の3第3項から第5項 (産業廃棄物管理票の送付及び回付)	○	○
第12条の3第9項及び第10項 (産業廃棄物管理票の保存)	○	○
第12条の4第2項から第4項 (虚偽の管理票の交付等の禁止)	○	○
第12条の5第3項、第4項及び第6項 (電子情報処理組織の使用)	○	○
第12条の6第1項から第3項 (勧告及び命令)	○	○
「何人も」として適用される規定		
第16条 (投棄禁止)	○	○
第16条の2 (焼却禁止)	○	○
第16条の3 (指定有害廃棄物の処理の禁止)	○	○
「一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者」として適用される規定		
第18条第1項 (報告の徴収)	○	○
第19条第1項 (立入検査)	○	○

認定制度における認定事業者とその受託者の廃棄物処理法諸規定の適用関係。

その2

「認定手引」から引用。

「処理業許可不要」というだけで、他の規定はほとんど同じ。

産業廃棄物なら委託契約書やマニフェストも必要。

不適正な行為があれば改善命令や措置命令の対象になる。

認定制度から外れた運用では「無許可」となる。



産業界(販売者等から)からの規制緩和の要望が強いにもかかわらず、なぜ、このような制度を想定しているのか

## 付帯決議

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案に対する付帯決議
  - 令和三年六月三日
  - 参議院環境委員会
- 政府は、本法の施行に当たり、次事項について適切な措置を講ずべきである。
- 5、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。

# 廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう



目的：生活環境の保全及び公衆衛生の向上

業許可制度

処理施設許可制度

使用機材、法人役員  
の届出

•構造基準

•維持管理基準

•処理基準

悪臭、飛散、流出、地下浸透、害虫、鼠

車両表示

•委託基準

委託契約書

マニフェスト

## 不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について

### 不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について

令和5年4月28日

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法

#### 【上記②（リサイクル）に関する参考情報】

周辺の再資源化事業者を把握する際の参考情報として、以下の情報をご参照ください。

#### 1. パーティション

(1) 塩ビ工業・環境協会（対象：塩化ビニル製パーティション）

(2) 国がプラスチック資源循環法に基づき認定した事業者

・ 緑川化成工業株式会社（対象：アクリル製、ポリカーボネート製パーティション）

（お問合せ先）

緑川化成工業株式会社 営業本部

TEL 03-3843-4030

緑川化成工業株式会社ホームページ 引取申込フォーム：

<https://www.midorikawa.co.jp/contact/collect/contact.php>

20230317 産第5号  
環循総発第2304192号

#### 認定証

住所：東京都台東区駒形一丁目4番18号

氏名又は名称：緑川化成工業株式会社

代表者の役職及び氏名：代表取締役 緑川 忠男

別紙のとおりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第39条第3項の認定を受けた者であることを証する。

令和5年4月19日

経済産業大臣 西村 康稔

環境大臣 西村 明宏



## 不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について

[ホーム](#) > [政策](#) > [政策分野一覧](#) > [環境再生・資源循環](#) > [廃棄物等の処理](#)  
> 不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について

令和5年4月28日

(2) 国がプラスチック資源循環法に基づき認定した事業者

・ 緑川化成工業株式会社（対象：アクリル製、ポリカーボネート製パーティション）

認 定 証

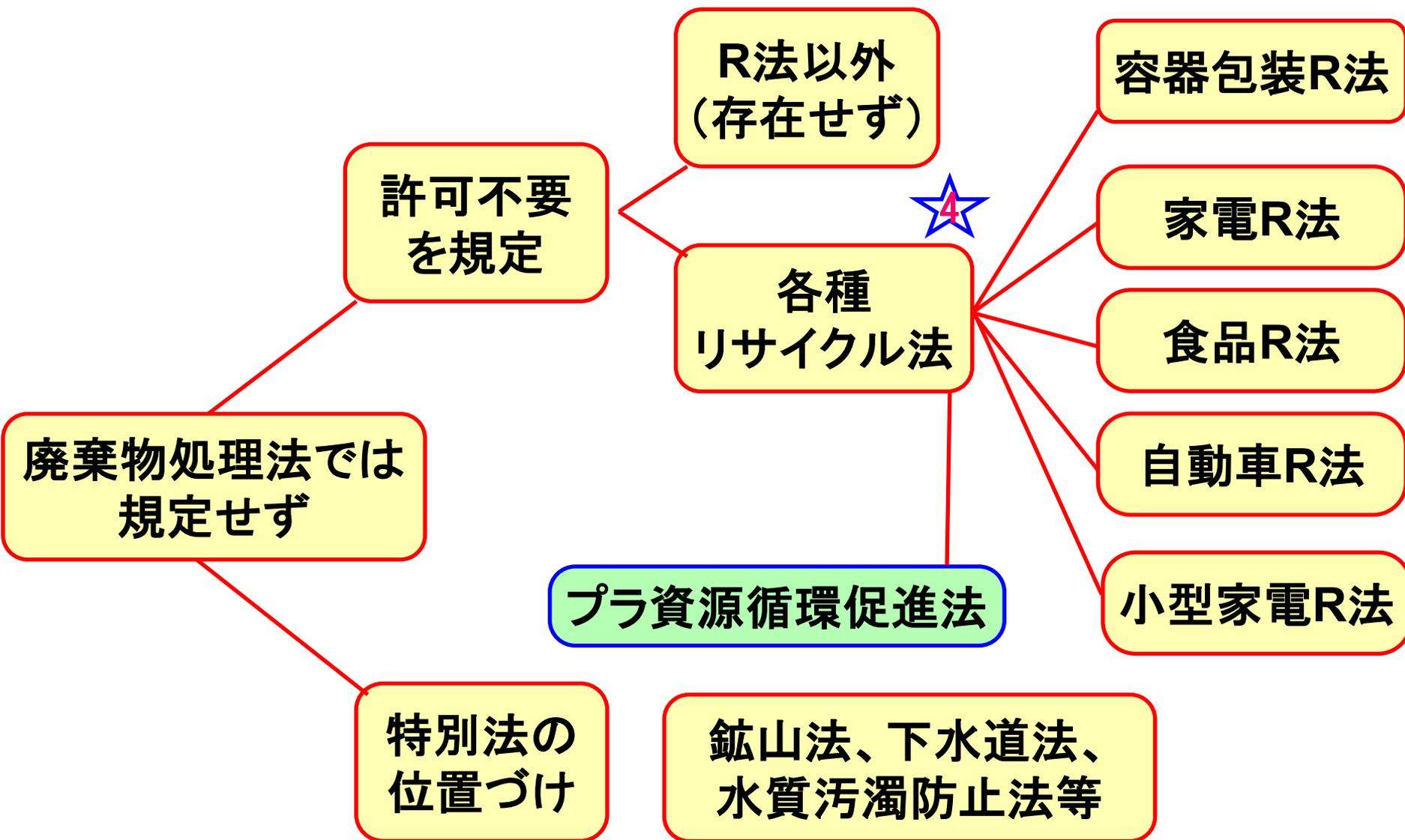
令和5年4月19日

# 既存の許可不要制度



# 廃棄物処理法業許可不要系統図

建設R法には許可  
不要制度はない



なぜ、既存制度は活用しにくいのか。

「物」「行為者」「エリア」が限定される。

容り法→分別基準に適合した「物」に限定

知事・市町村長指定→「エリア」限定

広域認定→「自社製造物」限定

下取り→5つの要素

自り法、家電、小電R法→「物」「行為者」限定

詳細後述

## 【排出事業者の排出抑制・再資源化】

排出  
・  
回収  
・  
リサイクル

- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

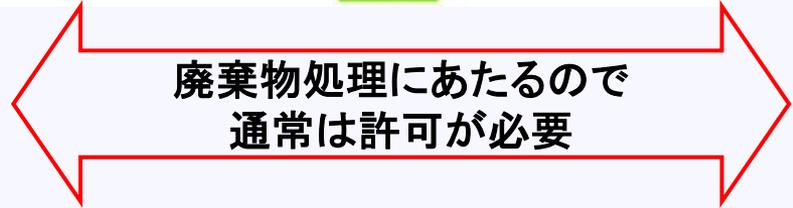
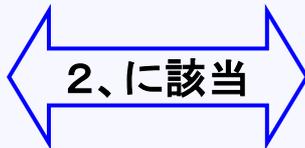
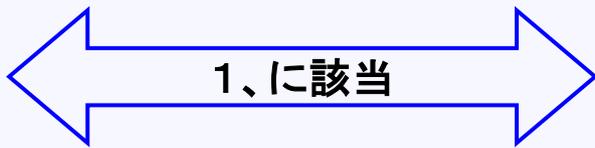
誰が…………… 排出事業者  
 どのような対象物に…… プラスチック資源  
 どのようなことを…………… 再資源化計画  
 どのような手法、方策で… 再資源化計画認定

### <既存規制制度の緩和>

◎主務大臣認定の場合は  
**認定事業者**は処理業許可不要

本来、「排出者」が自分の廃棄物を処理する場合は、許可不要。

この制度は、「再資源化計画認定」を受けた  
(1)「排出事業者」の委託を受ければ、その受託業者は、許可不要。  
(2)認定自体を「複数の排出事業者から委託される」として、認定を受けた者(排出事業者の共同処理をイメージ?)は、許可不要。



廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

## 2、排出事業者認定〈条文確認〉

(再資源化事業計画の認定)

第四十八条 次に掲げる者は、主務省令で定めるところにより、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分の事業(以下「再資源化事業」という。)の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項において「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

一 自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする排出事業者(当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)

二 複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者(当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。〈条文確認〉

## 2、排出事業者認定

(廃棄物処理法の特例)

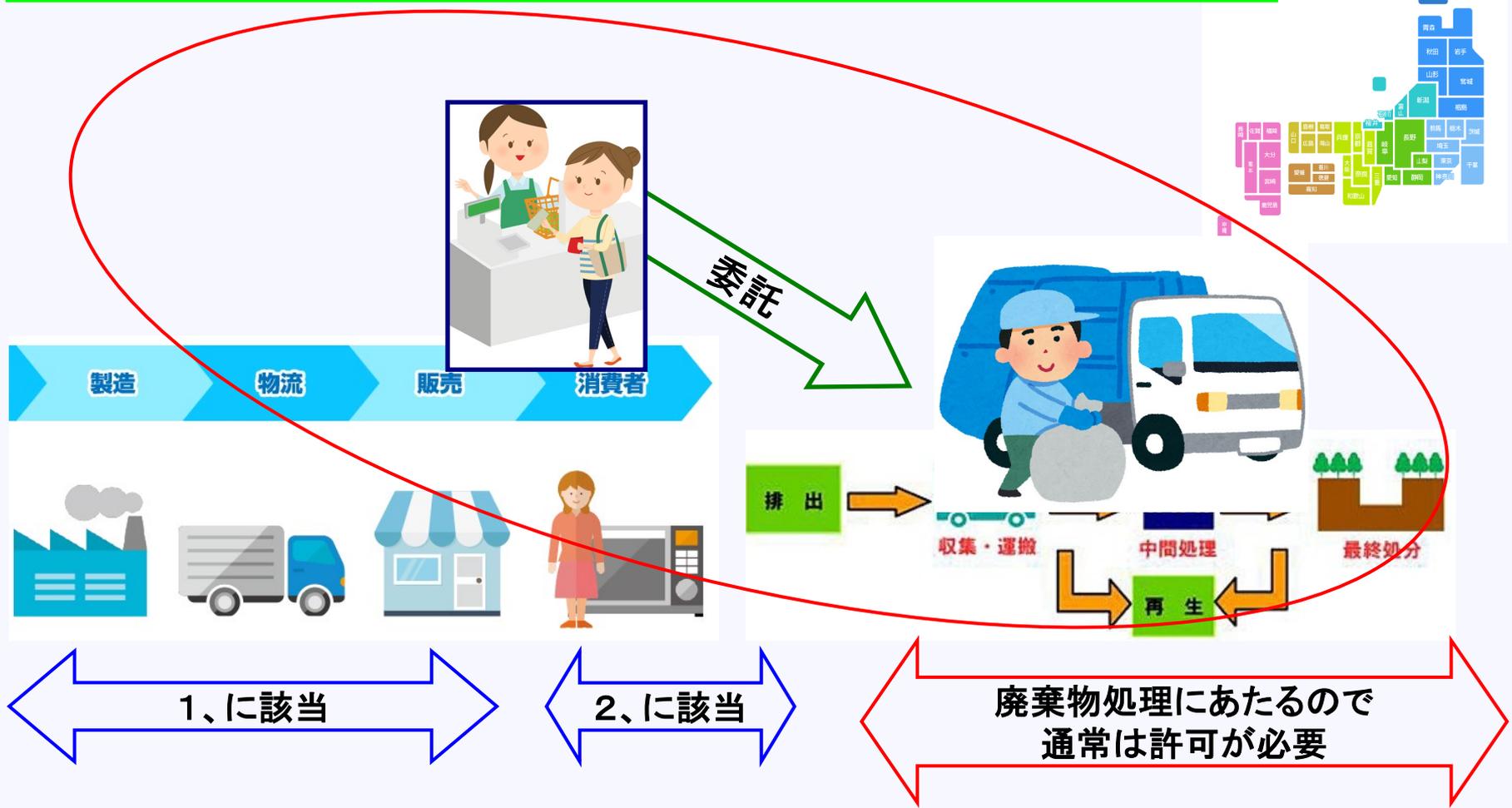
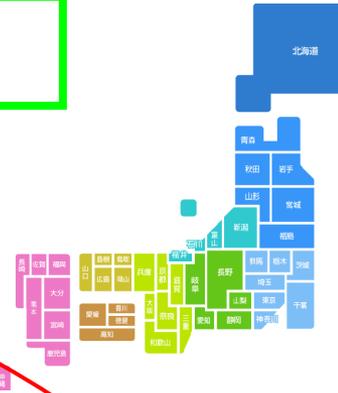
第五十条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項**第一号**に掲げる者に限る。)の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

第五十一条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項**第二号**に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。)を業として実施することができる。

**第50条第1項→認定事業者からの委託者は産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要**

**第51条第1項→認定事業者(複数排出事業者委託)は産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要**

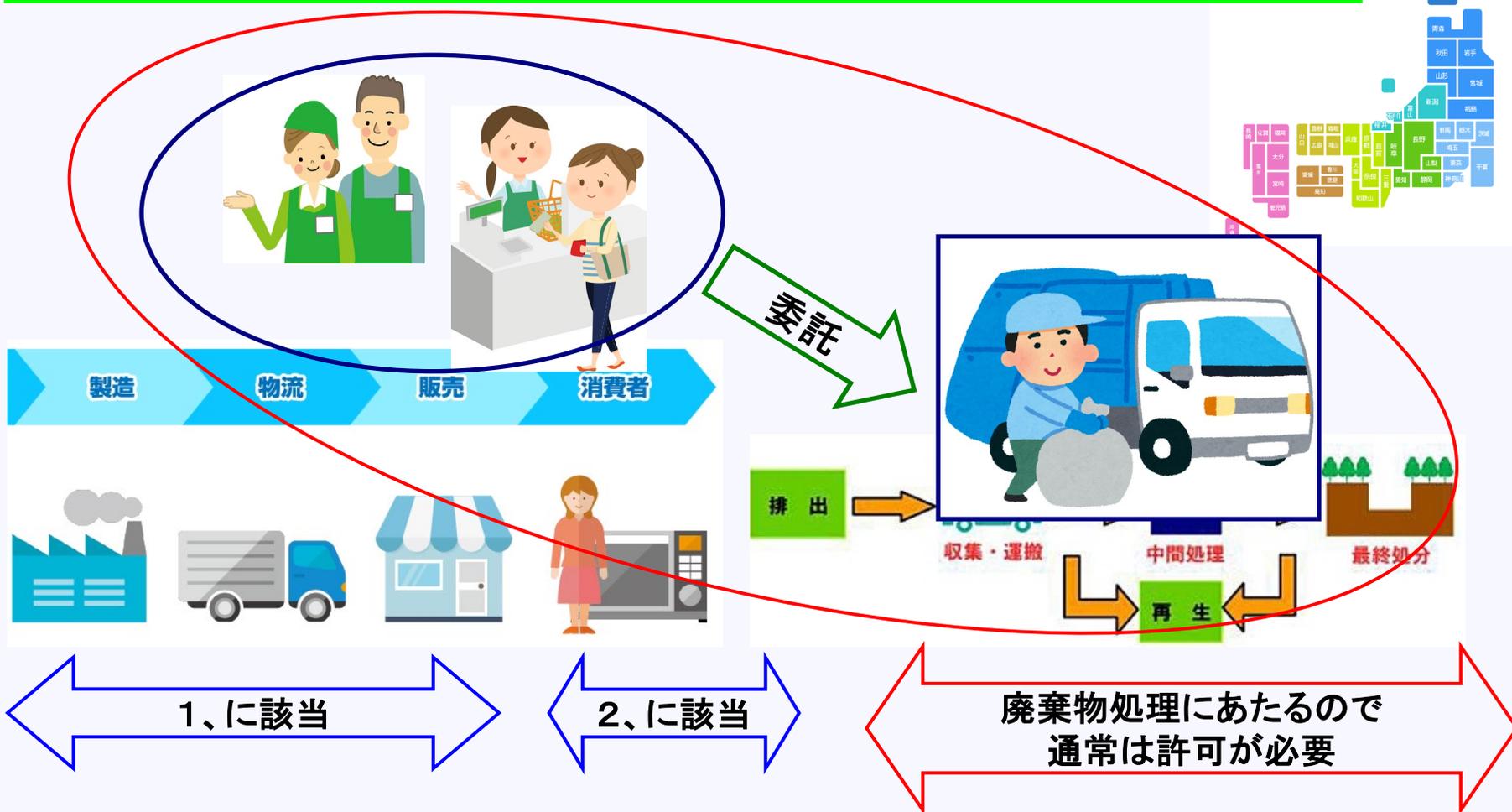
## 2、排出事業者認定(48条1項1号認定、50条により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

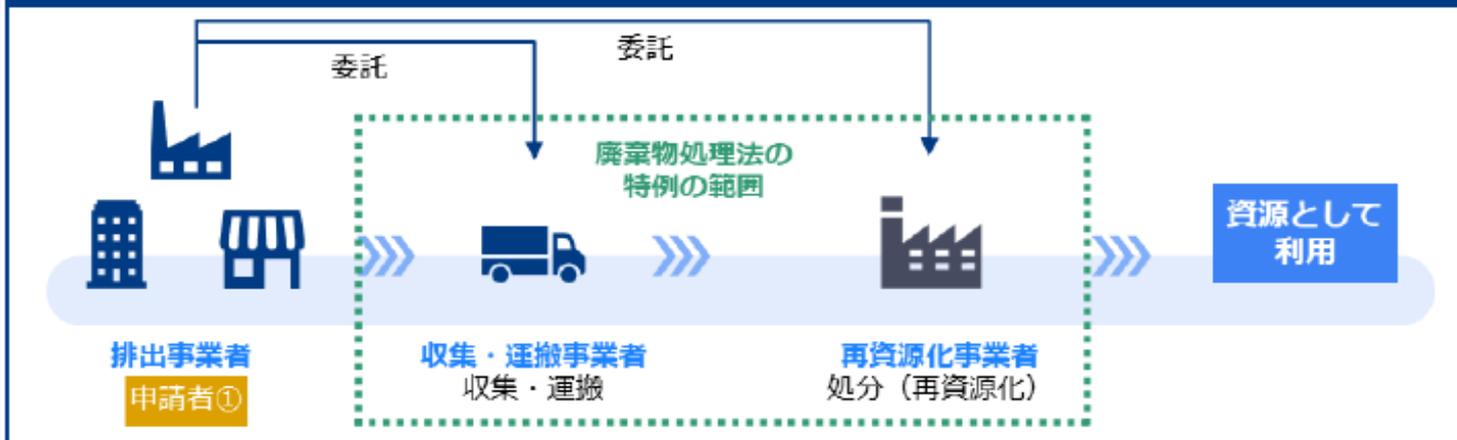
## 2、排出事業者認定(48条1項2号認定、51条により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

## 一号認定〈法第48条第1項第1号〉



## 二号認定〈法第48条第1項第2号〉



5月8日 No.1631

2023年(令和5年)

週刊 月曜発行

発行人 河村 勝志

平成元年9月22日 第3種郵便物承認

購読料 年 間 22,900円+税

(定価) 1部本体 495円+税

# 週刊 循環経済新聞

JUNKAN KEIZAI The Recycling Economy Times

自動配車の技術を、  
産廃業界へ。



LYNA × JEMS  
LYNA 自動配車クラウド 環境將軍R

## プラ法第39条と第48条で初の認定

緑川化成工業 / 三重中央開発 / DINS関西



緑川化成工業の緑川忠男社長(中央右)と大栄環境の大田成幸専務取締役(中央左)

### 材料リサイクルで各種製品に

して出荷して、パート  
ナー企業で新しいPETボ  
トル製造に利用

る。収集区域は大阪  
大栄環境の大田成  
専務取締役は「DINS  
S関西ではPETボ

た。製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画については緑川化成工業(第1号)、再資源化事業計画(複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画)については大栄環境グループの三重中央開発(第1号)とDINS関西(第2号)が認定を受けた。いずれも主務大臣が認定すること、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

緑川化成工業は使用済みアクリル板(年間100t)を材料リサイクル(ペレット)して、再生アクリルシート製造に利用する。収集区域は茨城県と栃木

三重県と奈良県。

DINS関西は2社から排出される廃棄PET飲料を回収し、自身の廃棄飲料分離後のPETボトル(年間201t)を樹脂原料と

環境省と経済産業省は4月19日、環境省内でプラスチック資源循環法に基づく自主回収・再資源化事業計画(同法第39条)と再資源化事業計画(同法第48条)に関する両大臣の認定証の手交式を行った。

会社社

〒521-4663  
大阪府堺市東区  
本町1-5-11  
(0626)2090

## 再資源化事業計画

---

### (1) 三重中央開発株式会社（第1号認定）

---

1. プラスチック使用製品産業廃棄物等を収集しようとする区域：三重県、奈良県
2. 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び重量  
食品包装資材：360t/年  
工場端材：280t/年
3. 再資源化の実施方法：材料リサイクル（ペレット）
4. 再資源化により得られた物の利用方法：パレット製造等

### (2) DINS関西株式会社（第2号認定）

---

1. プラスチック使用製品産業廃棄物等を収集しようとする区域：大阪府
2. 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び重量  
廃棄ペットボトル：201t/年
3. 再資源化の実施方法：材料リサイクル（ペットボトル圧縮梱包物）
4. 再資源化により得られた物の利用方法：飲料用PETボトル製造

## 2023年4月20日付け、大栄環境公表資料

### 2. 再資源化事業計画について

#### ○三重中央開発

認定日 : 2023年4月19日

内容 : 5社（大和ハウス工業株式会社、株式会社真秀コールド・フーズ、パイロットインキ株式会社、他2社）から排出される廃プラスチック類を、自社のプラスチックリサイクル施設においてペレットに再資源化。その後パレット等に再資源化し、社会に還元します。



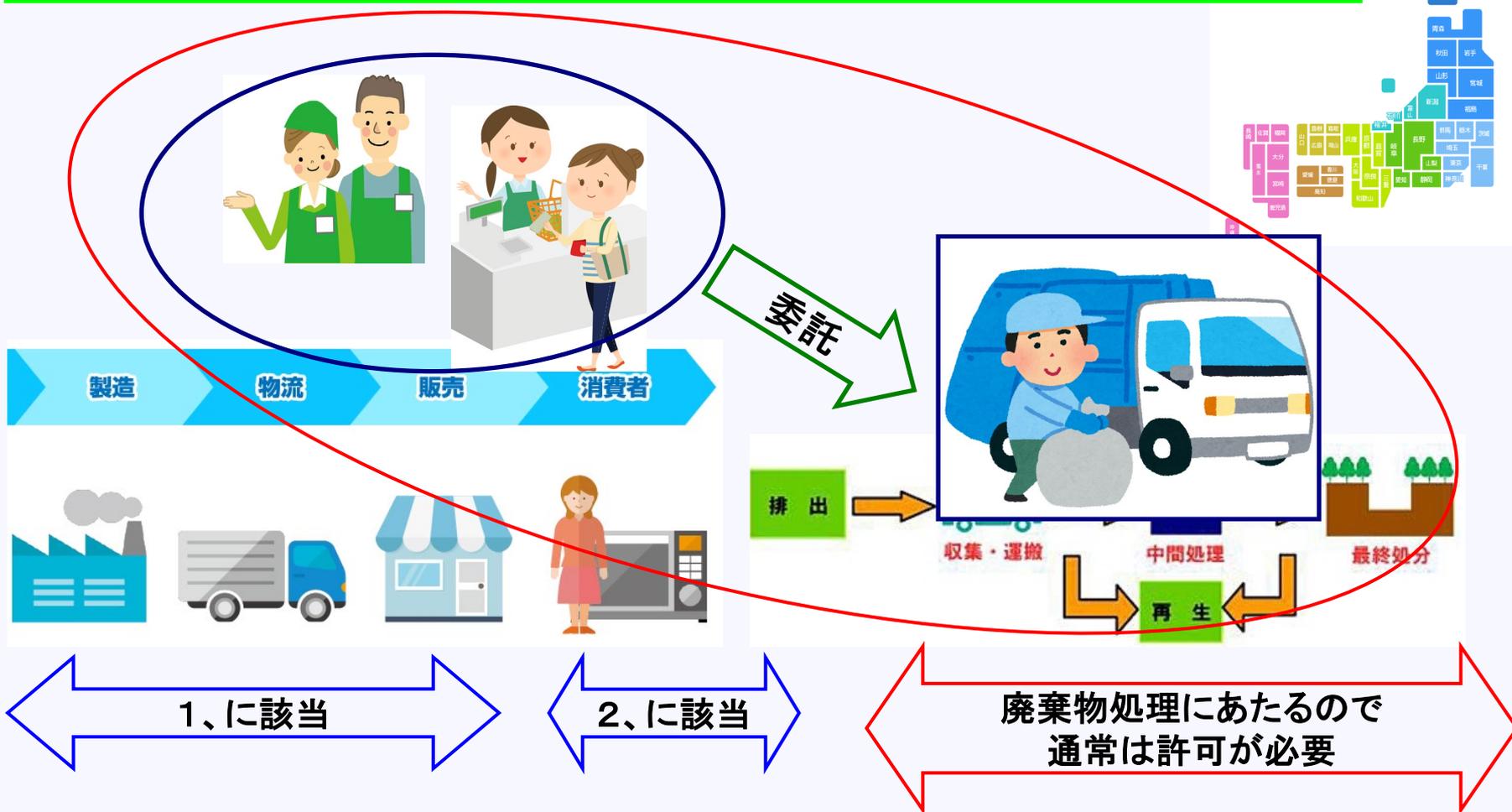
## ○DINS 関西

認定日 : 2023年4月19日

内容 : 2社から排出される廃棄 PET 飲料を回収。中身の廃棄飲料分離後の PET ボトルを PET 樹脂原料として出荷。パートナー企業において PET ボトルに再資源化し、社会に還元します。



## 2、排出事業者認定(48条1項2号認定、51条により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

2、排出事業者認定の内容に変更時の手続きについては「1、製造・販売者自主回収認定の内容に変更」と同じなのでここでは省略。



と言うことは・・・

「許可不要制度」と言うものの、フリーハンドという訳ではない。

その手続きは許可とあまり変わらないのではないか

既存制度である大臣広域認定や小型家電R法と同レベルの「メリット」「デメリット」の感じがする。

自治体ごとの許可は不要という点ではメリット

事業内容、それを担う受託業者(リサイクラー)の変更はもちろん、使用する処理施設の変更も事前の変更認可が必要。

## 1、製造・販売者自主回収認定

## 2、排出事業者自主回収認定

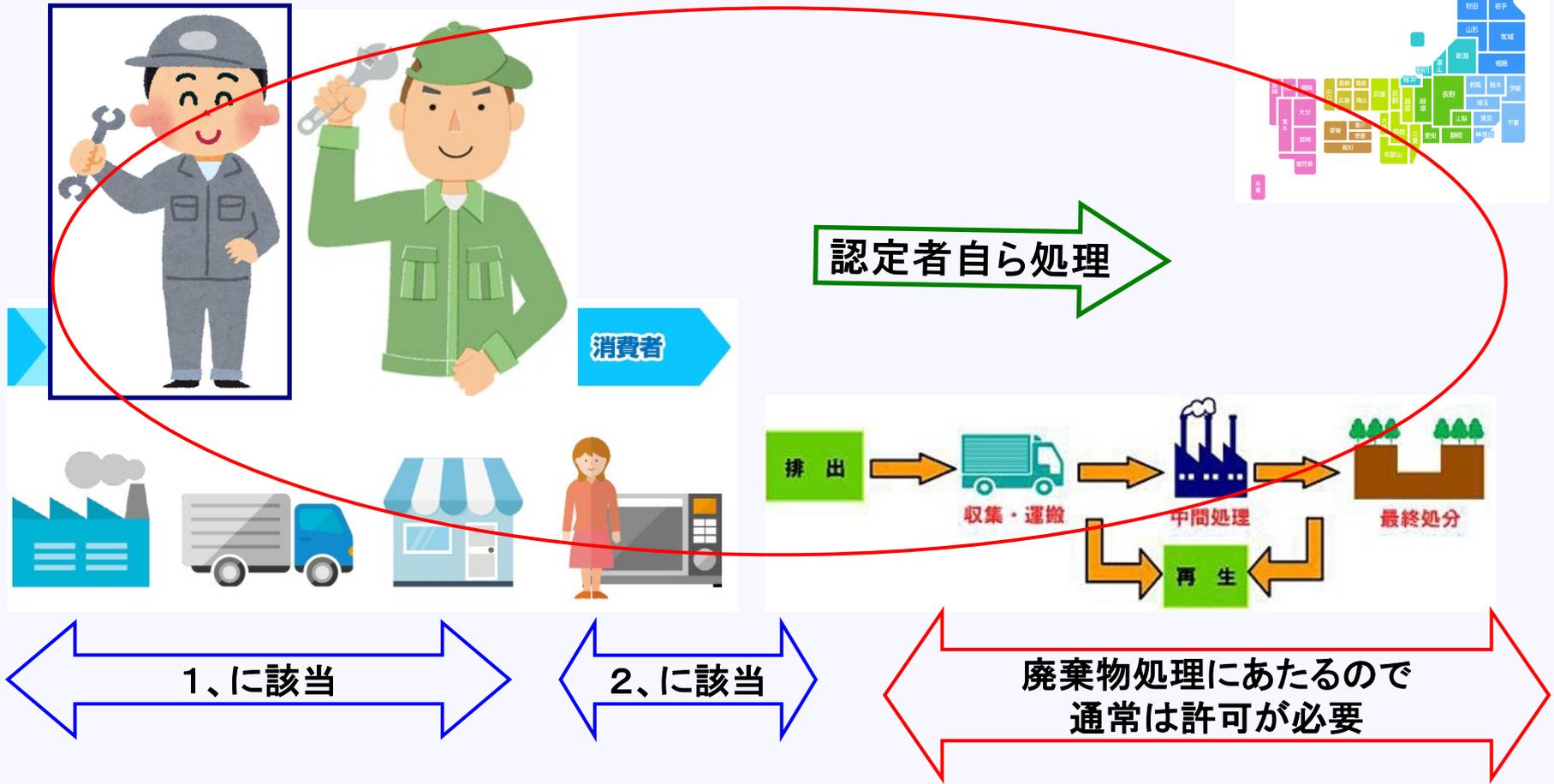
については、認定申請する「立場」こそ違うが、実質的には大きな違いは無いように思える。

- ・認定者そのものが廃プラスチック類の処理を行うケースは少ない。
- ・認定者から委託を受けたリサイクラーが実際の処理を行うケースが多い。
- ・知事、市町村長からの個々の業許可は不要となる。
- ・特に製造・販売者自主回収認定の一般廃棄物処理業許可不要は大きい。
- ・手続き的にはそれ程のメリットは無いのではないか。

## 3、容リ法活用ルート

- ・取り組む市町村しだい。
- ・部外者(多くの世間一般の人達)から見ると、外形上は変わらず。  
国民→「市町村から指示される分別方法」に従って、排出すればよい  
市町村→プラ新法の趣旨も踏まえて、新たな「計画」の策定。  
とは言うものの、受け皿が無くては計画は策定出来ない。
- ・現実的には、国、容リ協会が提示する「メニュー」に沿った計画の策定。
- ・処理業界→市町村が乗ってこれる処理施設、分別手法を提示、提案。  
これができる処理業者は「許可不要」で全国展開が可能となる。

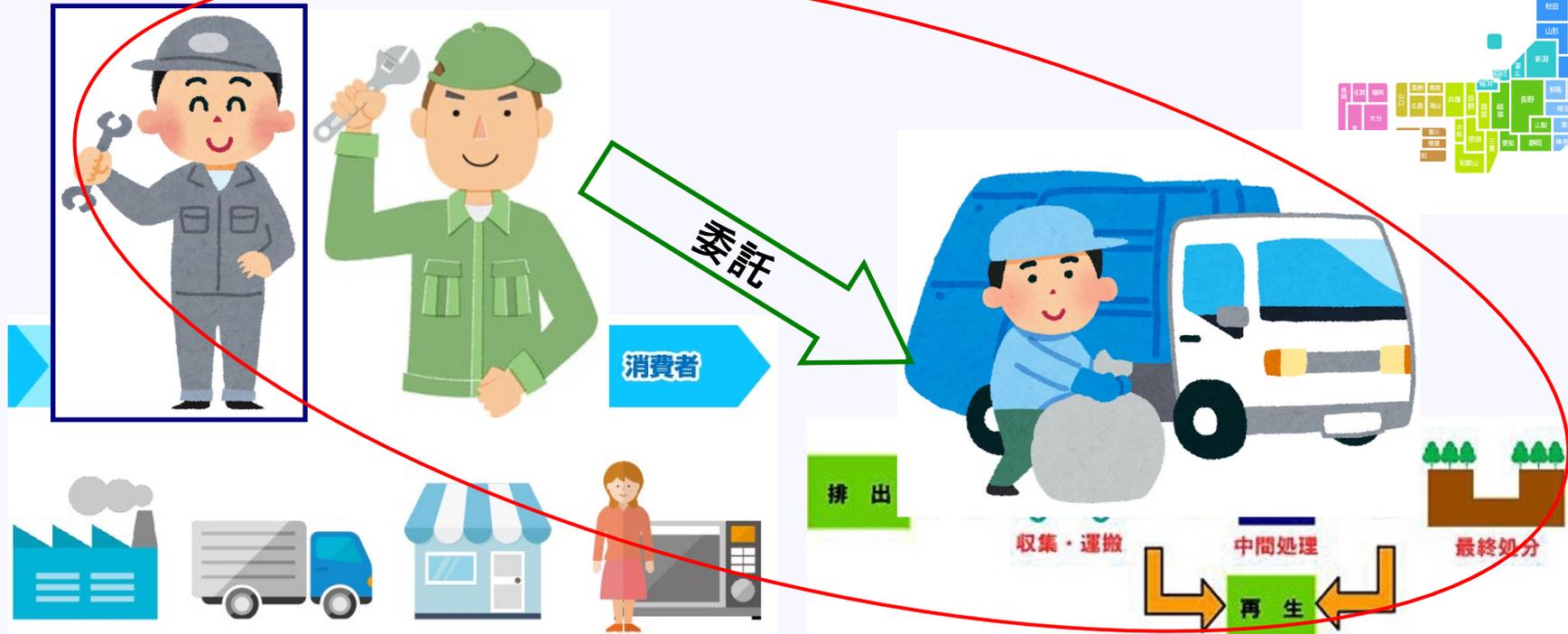
# 「1、製造・販売者自主回収」(39条認定、41条1項により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

# 「1、製造・販売者自主回収」(39条認定、41条3項により許可不要)



1、に該当

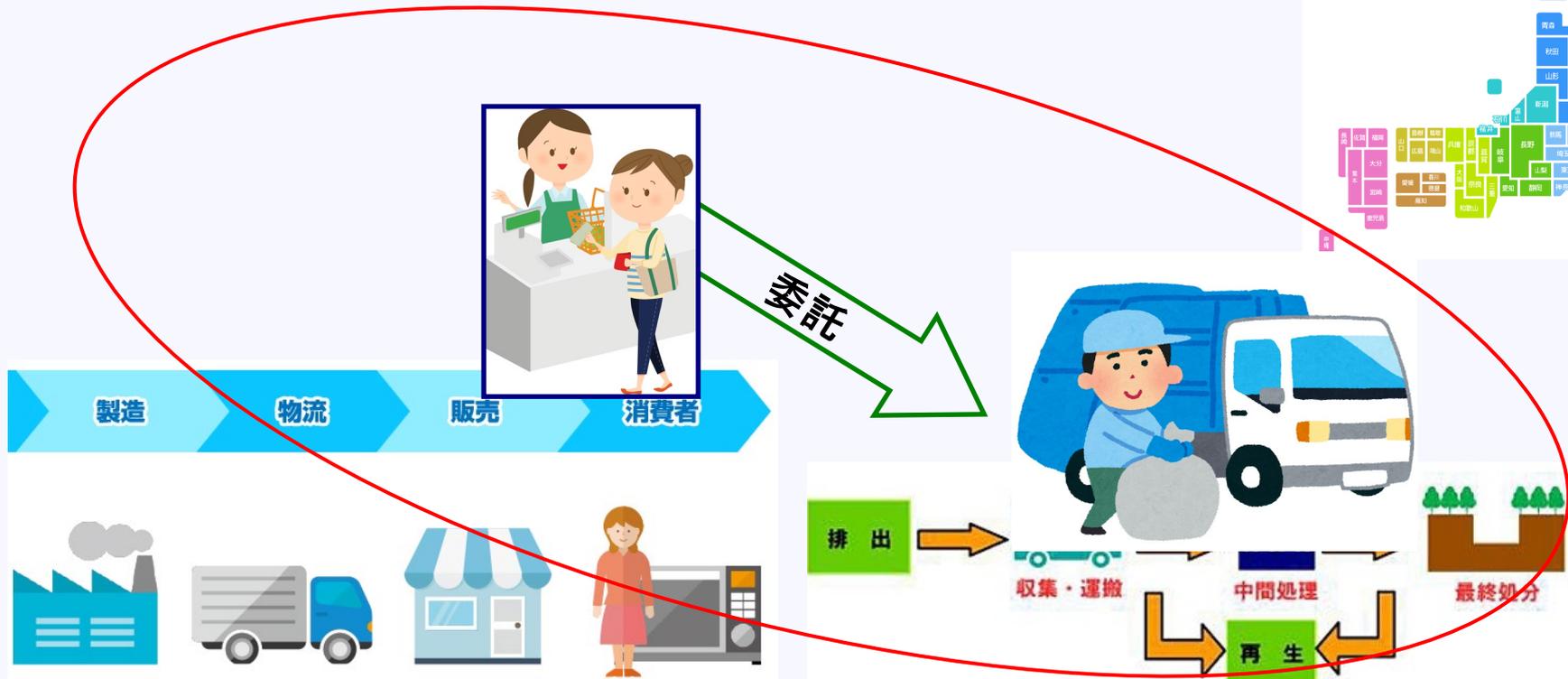
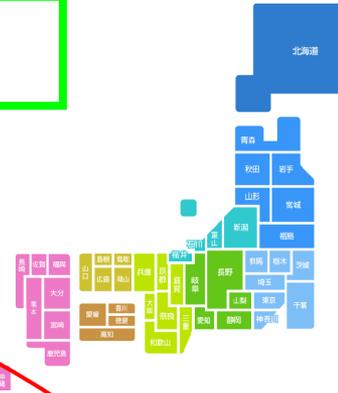
2、に該当

廃棄物処理にあたるので  
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

## 2、排出事業者認定(48条1項1号認定、50条により許可不要)



1、に該当

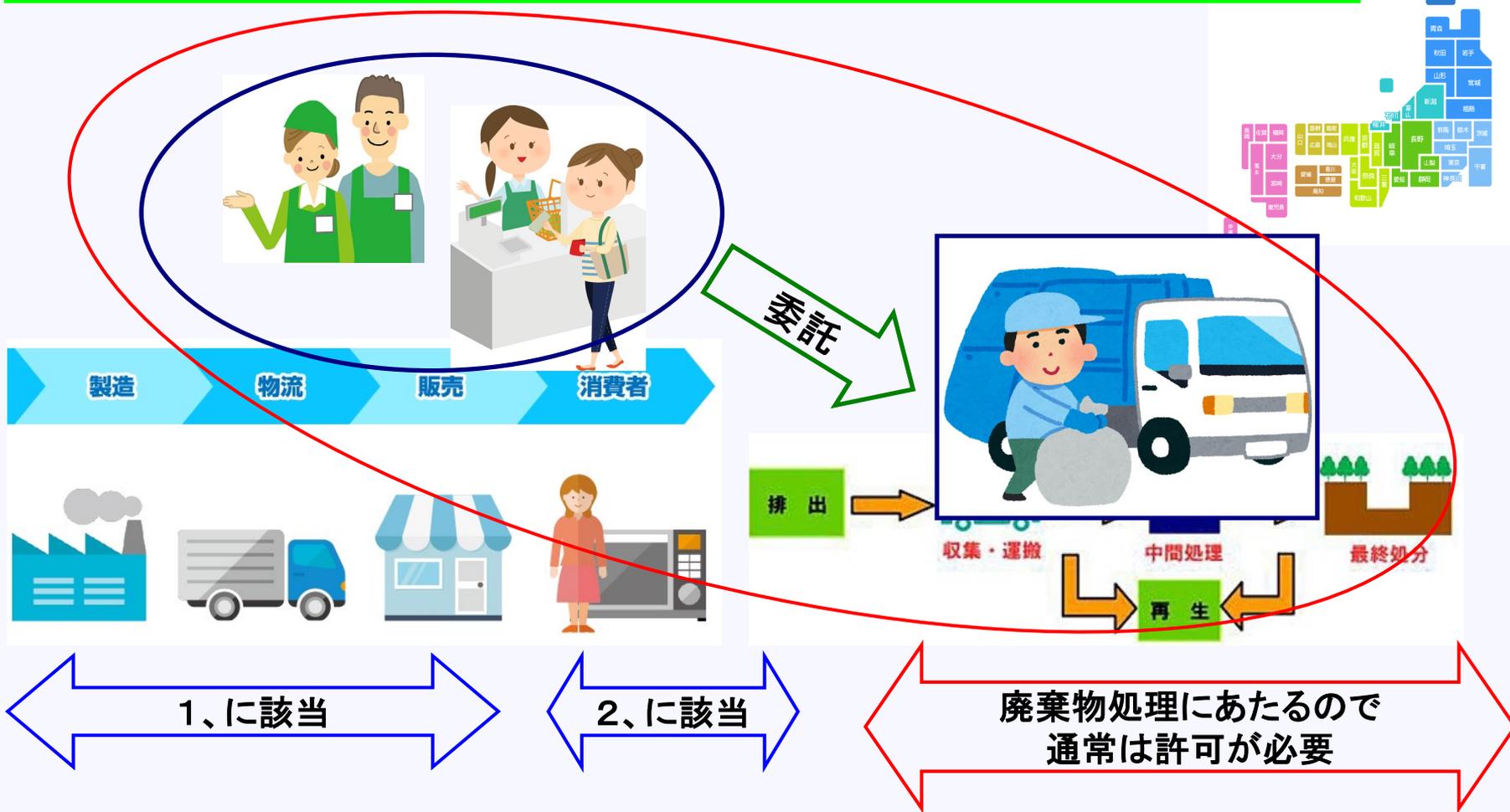
2、に該当

廃棄物処理にあたるので  
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

## 2、排出事業者認定(48条1項2号認定、51条により許可不要)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。  
拡大生産者責任。

排出者責任  
自社処理は許可不要

## BUNさんから見た各制度の長短所(あくまで個人的感想)

制度	メリット	デメリット
廃棄物処理法許可	排出者(お客様)、アウトプットの拘束無し	許可権限者毎の許可。許可期限あり。
知事・市町村長指定	許可不要。	指定した行政区域内限定。「再生」必須。裁量大きい。
大臣広域認定	許可不要。	自社物限定。認定取得は相応に大変。
容器包装R法	市町村は収集のみ。	分別基準に適合した「容器廃棄物」に限定。一般廃棄物のみ対象
自動車法許可、登録	許可不要。自り法許可は全国有効。	自動車に限定。許可取得は廃棄物処理法同等。
家電R法	許可不要。家電販売店は手続き不要	家電4品目に限定。
小電R法登録	許可不要。	政令32品目に限定。認定取得は相応に大変。
プラ資源循環法認定	許可不要。	プラ廃棄物限定。認定取得は相応に大変。

# 産業廃棄物の広域認定を取得

## 自社製廃マットレスを入替回収

### フランスベッド

フランスベッドは、物として排出される自社製スプリングマットレスの回収・再資源化について広域認定申請を行い、このたび環境大臣に認められた。全国各地の宿泊施設から産業廃棄

今回の認定により、ク（鉄器）や生地、ウ（工場（兵庫県丹波市）のパートナーが決まる）宿泊施設に製袋を納入する際に、同社の廃スプリングマットレスの排出があれば新設入替えるかたちで回収できるようになった。回収したマットレスは、荷として廃棄業者の下に搬送し、専用袋で処理しスプリング

るかたちでマットレスの処理体制の充実を目指す。同社は昨今の社会的な潮流も踏まえて、処理困難物であるマットレスの適正処理と資源循環を促すために広域認定の申請に着手した。

同社はこれまで、廃棄時に排出者自身が工具無しでマットレスを解体できる環境配慮型解体システム「MO R-DLEY」を開発して製品に採用するなど、使用後について考えた製品の設計・販売も掛けている。今回の認

定も合わせて、より環境負荷の小さい事業として成長させる方針だ。今後については、一般廃棄物として排出されるスプリングマットレスの広域認定取得についても調整を進めており、年内の認定取得を目指している。

品質管理課長の佐藤 昌弘氏は「スプリングマットレスの入れ替えを行う際に、これからは新しいマットレスの納入契約と廃棄物の処理委託契約をどちらも当社で一括して行えるため、顧客側の契約作業がより簡潔に行えるようになるはずだ」と述べている。

既存の許可不要制度も種々有るが、それぞれに一長一短。

廃棄物処理法で許可制度を設定している限り、ノールールと言う訳にはいかない。

既存の規制は、それなりの経緯、理由があって制度化されたもの。

そのルールを撤廃、緩和しようと言うのが、許可不要制度。

規制緩和は、どの要因について「緩和」「撤廃」しようとしているのか？

「物」「主体」「エリア」「行為」どの要因についてなのか？

併存しているいくつかの制度の中でプラ資源循環法認定制度が、どのように活用されていくのか今後とも注目である。

# 廃棄物処理法から見たプラ資源循環促進法



BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明